

2022年6月7日

株 主 各 位

東京都中央区日本橋本町三丁目2番11号

セカンドサイトアナリティ
カ 株 式 会 社

代表取締役社長 高 山 博 和

第6期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第6期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年6月22日（水曜日）午後5時までに到着するよう、ご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|---------|---|
| 1. 日 時 | 2022年6月23日（木曜日）午後3時 |
| 2. 場 所 | 東京都中央区日本橋本町三丁目2番11号 当社本店 |
| 3. 目的事項 | |
| 報告事項 | 第6期(2021年4月1日から2022年3月31日まで)事業報告および計算書類報告の件 |
| 決議事項 | 定款一部変更の件 |

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

(添付書類)

事業報告

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当事業年度における国内経済は、全ての都道府県において緊急事態宣言等が解除された2021年10月以降、経済社会活動の段階的引上げに伴い、個人消費が上向き、景気は持ち直しの動きを見せております。今後は、感染対策に万全を期し、経済社会活動を継続していく中で、景気が力強さを増していくことが期待される一方、2022年の年初以降、新型コロナウイルスの変異株であるオミクロン株の感染が拡大しており、感染症による経済への影響が懸念されております。

このような環境のなか、当社は引き続き新型コロナウイルスの感染防止に努める一方で、新規クライアントの拡大、協業先との事業拡大、より付加価値の高い画像・映像・音声や自然言語などの非構造化データ解析に関する案件の獲得及び、事業の拡大に向けた人材の確保に取り組んでまいりました。

以上の結果、当事業年度の売上高は738,063千円（前事業年度比49.1%増）、営業利益は154,437千円（前事業年度比228.4%増）、経常利益は145,951千円（前事業年度比211.9%増）、当期純利益は104,179千円（前事業年度比236.1%増）となりました。

(2) 設備投資の状況

当事業年度中に行った重要な設備投資はありません。

(3) 資金調達の状況

当事業年度中には、新株予約権の行使による普通株式10,574株の新株発行を行い、総額16,336千円の資金調達を実施しました。

(4) 対処すべき課題

① データサイエンティスト及びAIエンジニアの確保・強化

安定的かつ継続的な事業拡大を図るためには、アナリティクスコンサルティング案件数やAIプロダクト利用顧客数が増加した場合においても、高い収益率の維持及び質の高いサービスを提供し続けることが重要であり、特に優秀なデータサイエンティスト及びAIエンジニアの確保・強化が重要であると認識しております。

積極的なセミナー等参加による知名度の向上、インターンや紹介制度の導入・促進、優秀な人材が報われる給与・賞与制度、社内教育制度の充実、「ウィズコロナ／アフターコロナ」を見据えたテレワークの推進等、従業員にとって魅力ある就業環境を整備し、同業他社の中から当社を選択して貰えるよう、重点的に取り組んでまいります。

② 事業パートナーとの提携戦略の強化

当社の技術力強化と顧客基盤の拡大には事業パートナーとの協業が不可欠です。協業により磨かれた技術を事業パートナーのビジネス拡大に活用し、共に成長できるような関係構築に努めてまいります。

③ スtockビジネスの強化

当社が持続的な事業成長をするためには、収益の基盤となるStockビジネスを強化することが重要であると認識しております。

AIプロダクトの営業体制を強化することにより、顧客のニーズを素早く取り入れ、AIプロダクトの機能強化・品質向上を行い、既存顧客の維持と新規顧客の獲得に取り組んでまいります。

④ システムの安定性の確保

当社はインターネット上でクライアントにサービスを提供することが多く、システムの安定稼働は必須となっております。そのための設備投資やBCPの継続的な見直しなど、今後も引き続きシステムの安定性確保に向けて取り組んでまいります。

⑤ 情報管理体制の強化

当社はサービスの提供過程において、機密情報や個人情報を取り扱う可能性があり、その情報管理を強化していくことが重要であると考えております。現在、ISMS及び各種関連規程等に基づき管理を徹底しておりますが、今後も社内教育・研修の実施やシステムの整備などを継続して行ってまいります。

⑥ 内部管理体制の強化

当社は成長段階にあり、事業の拡大・成長に応じた業務運営の効率化やリスク管理のための内部管理体制の強化が重要な課題であると認識しております。

バックオフィス業務の整備を推進し、経営の公正性・透明性の確保のためにコーポレート・ガバナンスを強化し、適切な内部統制システムの構築に取り組んでまいります。

(5) 財産および損益の状況の推移

区 分	第3期	第4期	第5期	第6期 (当事業年度)
売 上 高	266,655 千円	272,415 千円	495,131 千円	738,063 千円
当 期 純 利 益	20,341 千円	7,716 千円	30,996 千円	104,179 千円
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	8.72 円	3.10 円	10.72 円	34.78 円
総 資 産	220,052 千円	338,934 千円	497,126 千円	651,791 千円
純 資 産	160,334 千円	259,795 千円	351,604 千円	474,096 千円
1 株 当 たり 純 資 産	31.09 円	64.14 円	103.52 円	145.31 円

(注) 1. 2022年1月21日付で普通株式及び甲種類株式1株につき2株の株式分割を行っておりますが、第3期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額を算出しております。

2. 1株当たり純資産額については、甲種類株主に対する残余財産の優先分配額を控除して算出しております。

(6) 主要な事業内容

当社の事業は、アナリティクスコンサルティングとAIプロダクトから構成されており、ワンストップでアナリティクス・AIの開発・導入・活用・運用のサービスを提供する「アナリティクスを活用したビジネス価値創造企業」として事業を展開しております。

(7) 主要な営業所

名 称	所 在 地
本 社 (日 本 橋 オ フ ィ ス)	東 京 都 中 央 区
神 田 オ フ ィ ス	東 京 都 千 代 田 区

(8) 使用人の状況

(2022年3月31日現在)

使用人数	前期末比	平均年齢	平均勤続年数
32名	7名増	32.9歳	1.9年

(9) 主要な借入先

借入先	借入額
株式会社新生銀行	30,000千円

2. 会社の株式に関する事項

	普通株式	甲種類株式
① 発行可能株式総数	10,049,288株	1,968,000株
② 発行済株式の総数	2,512,322株	492,000株
③ 当事業年度末の株主数	18名	1名
④ 上位10名の株主		

株主名	普通株式	甲種類株式	持株比率	議決権比率
株式会社新生銀行	114,000株	492,000株	20.1%	4.5%
エクシオグループ株式会社	340,000株	—	11.3%	13.5%
TIS株式会社	340,000株	—	11.3%	13.5%
深谷直紀	322,200株	—	10.7%	12.8%
高山博和	321,600株	—	10.7%	12.8%
加藤良太郎	289,200株	—	9.6%	11.5%
株式会社ミロク情報サービス	200,000株	—	6.6%	7.9%
TUSIC投資事業有限責任組合	169,424株	—	5.6%	6.7%
株式会社セブン銀行	100,000株	—	3.3%	3.9%
TUSキャピタル1号投資事業有限責任組合	90,576株	—	3.0%	3.6%

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

名称	第4回新株予約権	第5回新株予約権
新株予約権の数	162,809個	5,388個
保有人数	当社取締役 3名	当社取締役 1名
新株予約権の目的である株式の種類及び数	普通株式 325,618株	普通株式 10,776株
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	791.5円	842円
新株予約権の行使期間	2020年8月1日 ～2028年7月31日	2021年8月30日 ～2029年8月29日
新株予約権の主な行使条件	(注) 1	(注) 2

名称	第7回新株予約権	第11回新株予約権
新株予約権の数	7,694個	1,493個
保有人数	当社取締役 1名	当社取締役 1名
新株予約権の目的である株式の種類及び数	普通株式 15,388株	普通株式 2,986株
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1円	867円
新株予約権の行使期間	2020年10月1日 ～2029年9月30日	2023年2月19日 ～2031年2月18日
新株予約権の主な行使条件	(注) 3	(注) 2

(注) 1. 新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

- ① 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権は認めない。
 - ② 本新株予約権の行使に係る行使価額の年間の合計額が1,200万円を超えないこと。
 - ③ 本新株予約権の権利行使時において、当社または当社の子会社の取締役、監査役、従業員または顧問、社外協力者その他これに準ずる地位を有していること。ただし、当社取締役会決議により正当な理由があると認められた場合はこの限りではない。
 - ④ 本新株予約権を行使することができる期間の初日後1年を経過する日までは、本新株予約権の個数の50%を上限として行使を行うことができる。ただし、当該割合により算出された上限個数につき小数点以下の端数が生じる場合は、当該端数を切捨てた数値を上限個数とする。
 - ⑤ 本新株予約権を行使することができる期間の初日後1年を経過した日から2年を経過する日までは、本新株予約権の個数の25%を上限として行使を行うことができ、本新株予約権を行使することができる期間の初日後2年を経過した日以降も、当該日から1年を経過する日までごとにこれと同様とする。ただし、当該割合により算出された上限個数につき小数点以下の端数が生じる場合は、当該端数を切捨てた数値を上限個数とする。
 - ⑥ 本新株予約権のうち1個を分割して行使することができない。
2. 新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。
- ① 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権は認めない
 - ② 次のいずれかに該当する場合、権利行使請求権を喪失する
 - i) 禁錮以上の刑に処せられた場合
 - ii) 就業規則に定める懲戒処分を受けた場合
 - iii) 当社の書面による承諾を得ることなく同業他社の役職員に就いた場合
 - iv) 在任・在職中に故意または過失により過去及び将来にわたり当社に損害を与え、または信用を棄損したことが明白となった場合
 - ③ 本新株予約権の行使に係る行使価額の年間の合計額が1,200万円を超えないこと。
 - ④ 本新株予約権の権利行使時において、当社または当社の子会社の取締役、監査役、従業員または顧問、社外協力者その他これに準ずる地位を有していること。ただし、当社取締役会決議により正当な理由があると認められた場合はこの限りではない
 - ⑤ 本新株予約権のうち1個を分割して行使することができない。

- ⑥ 権利行使可能期間のうち、付与決議の日後2年を経過した日から付与決議の日後10年を経過する日までの期間内に行わなければならない。
- 3. 新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。
 - ① 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権は認めない。
 - ② 次のいずれかに該当する場合、権利行使請求権を喪失する。
 - i) 禁錮以上の刑に処せられた場合
 - ii) 就業規則に定める懲戒処分を受けた場合
 - iii) 当社の書面による承諾を得ることなく同業他社の役職員に就いた場合
 - iv) 在任・在職中に故意または過失により過去及び将来にわたり当社に損害を与え、または信用を棄損したことが明白となった場合
 - ③ 新株予約権を行使するためには、当社の取締役もしくは監査役であることを要する。ただし、任期満了により取締役もしくは監査役を退任した場合はその限りではない。
 - ④ 新株予約権の権利行使は、複数回に分割して行うことはできない。

(2) 当事業年度中に当社使用人に対して職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

(2022年3月31日現在)

氏名	地位および担当	重要な兼職の状況
加藤 良太郎	取締役会長	
高山 博和	代表取締役社長	
深谷 直紀	取締役副社長 テクノロジー本部長	
保坂 義仁	取締役 管理本部長	
河本 尚之	取締役	
伊勢 康永	取締役	新生フィナンシャル株式会社 監査役 株式会社全国貸貸保証 監査役 ファイナンシャル・ジャパン株式会社 監査役
三木 孝司	常勤監査役	
品川 理絵子	監査役	公認会計士・税理士 神楽坂公認会計士税理士事務所 代表
福崎 剛志	監査役	弁護士 日比谷タックス&ロー弁護士法人 代表

- (注) 1. 取締役 河本尚之及び伊勢康永は、社外取締役であります。
2. 監査役 三木孝司、品川理絵子及び福崎剛志は社外監査役であります。
3. 監査役 品川理絵子氏は公認会計士・税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき取締役（業務執行取締役等である者を除く）及び監査役との間に、責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めております。当該規定に基づき、社外取締役及び監査役との間で責任限定契約を締結しております。責任限定契約の概要は、以下のとおりとなります。

- ・取締役及び監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額の責任を負う。
- ・責任限定が認められるのは、当該取締役及び監査役がその原因となった職務遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限る。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、役員全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である役員がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある法律上の損害賠償金、争訟費用が補填されます。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由があります。なお、保険料は全額当社が負担しております。

(4) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等

① 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	支給人員	報酬等の額(千円)			
		基本報酬	役員賞与	非金銭報酬	合計
取締役 (うち社外取締役)	5名 (1名)	126,150 (4,800)	— (—)	4,624 (4,624)	130,774 (9,424)
監査役 (うち社外監査役)	3名 (3名)	7,200 (7,200)	— (—)	— (—)	7,200 (7,200)
合計 (うち社外役員)	8名 (4名)	133,350 (12,000)	— (—)	4,624 (4,624)	137,974 (16,624)

- (注) 1. 取締役の報酬額(役員賞与を含む)は、2021年6月17日開催の定時株主総会の決議による年額180,000千円以内であります。
2. 監査役の報酬額は、2021年6月17日開催の定時株主総会の決議による年額20,000千円以内であります。
3. 上記「非金銭報酬」は、ストック・オプションとして付与した新株予約権に係る当事業年度の株式報酬費用計上額であります。

② 役員報酬等の内容の決定に関する方針

取締役の基本報酬は、全額を金銭による月例で支払う固定報酬とし、職責その他会社の業績等を総合考慮して決定します。業績連動報酬及び非金銭報酬は設定しておりません。

取締役報酬の決定は、取締役会で行います。また、当社の取締役(社外取締役を除く)の報酬は、企業価値向上に向けたインセンティブとして機能するよう、固定報酬の決定時に前年度の職責等の指標を加味して決定します。社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみとします。

取締役会は、取締役(社外取締役を除く)の報酬を当該方針に基づき決定しております。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

区分	氏名	重要な兼職先	当社との関係
社外取締役	伊勢康永	新生フィナンシャル株式会社 監査役	新生フィナンシャル株式会社とは特別の関係はありません。
		株式会社全国賃貸保証 監査役	株式会社全国賃貸保証とは特別の関係はありません。
		ファイナンシャル・ジャパン株式会社 監査役	ファイナンシャル・ジャパン株式会社とは特別の関係はありません。
社外監査役	福崎剛志	日比谷タックス&ロー弁護士法人 代表弁護士	日比谷タックス&ロー弁護士法人とは特別の関係はありません。
社外監査役	品川理絵子	神楽坂公認会計士税理士事務所 代表	神楽坂公認会計士税理士事務所とは特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	河本尚之	当事業年度開催の取締役会14回のうち14回全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
社外取締役	伊勢康永	当事業年度開催の取締役会14回のうち14回全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
社外監査役	三木孝司	当事業年度開催の取締役会14回のうち14回全てに出席し、また、同じく開催された監査役会15回のうち15回全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また、各取締役とも随時意見交換を行っております。
社外監査役	福崎剛志	当事業年度開催の取締役会14回のうち14回全てに出席し、また、同じく開催された監査役会15回のうち15回全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また、各取締役とも随時意見交換を行っております。
社外監査役	品川理絵子	当事業年度開催の取締役会14回のうち14回全てに出席し、また、同じく開催された監査役会15回のうち15回全てに出席し、主に公認会計士としての専門的見地から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
①当事業年度に係る報酬等の額	19,400千円
②当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	20,900千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. ②には、公認会計士法第2条第1項の業務以外に、新規上場に係るコンフォートレター作成業務についての対価が含まれております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

当事業年度末時点において、会計監査人の解任または不再任の決定方針について特段の設定は行っておりませんが、翌事業年度中に方針の設定を行う予定であります。

6. 会社の体制および方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、2020年12月17日開催の取締役会において、「内部統制システム構築に関する基本方針」を決議し、当該方針に基づいて業務の適正を確保するための体制を整備・運用しております。その概要については以下の通りです。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - イ) コンプライアンス規程を制定し、コンプライアンス委員会を中心にコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努めます。
 - ロ) 役員及び使用人に対して、コンプライアンスに関する教育・研修を継続的にを行います。
 - ハ) 法令・定款違反等を未然に防止する体制として内部通報制度を導入いたします。
- ニ) 適正な業務運営が行われていることを確認するため、業務部門から独立した内部監査を実施いたします。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - イ) 株主総会議事録、取締役会議事録そのほか法令に基づき作成される文書については、法令に基づき適切に作成し、保存します。
 - ロ) 文書等管理規程及び情報セキュリティ規程に従って適切に管理または廃棄します。
 - ハ) 文書は電子化し、検索のしやすいフォルダ体系を構築して即時に閲覧できるようにします。
 - ニ) 取締役及び監査役はこれらの情報を適時に閲覧できるようにします。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - イ) リスクマネジメント基本規程を定め、リスクマネジメント委員会で想定されるリスクについて包括的に把握するとともに、リスクへの対応を行います。
 - ロ) リスクマネジメント委員会は定期的を開催し、リスクに対する対応状況を逐次フォローアップします。
 - ハ) 特に緊急の対応を要する事態については事業継続計画の一環として危機管理規則等を制定し、損失の発生を未然に防ぎます。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - イ) 会社の意思決定については、業務分掌規程及び職務権限規程を制定し、重要性に応じた適正かつ効率的な意思決定を行います。
 - ロ) 経営方針に基づき計画的かつ効率的に事業を運営するために、中期経営計画及び年度予算を策定し、月次で実績と比較することにより業績管理を行います。
 - ハ) 財務報告の信頼性を確保するため、業務プロセスを文書化し、社内及び社外の監査担当者が検証します。
- ⑤ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
 - イ) 監査役会または監査役がその職務を補助すべき使用人（以下「監査補助使用人」と称する）を置くことを求めた場合は、必要な人員を配置いたします。
 - ロ) 会社の業務に精通し、監査役の職務を適切に補助できる使用人を配置いたします。
- ⑥ 当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - イ) 監査補助使用人に対する監査役からの指示は、取締役及びその他の使用人からの指揮命令を受けないこととします。
 - ロ) 監査補助使用人の異動、昇格、降格、懲罰に関する決定は、監査役の同意を要することとします。

- ⑦ 監査役のその職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性確保に関する事項
- イ) 監査補助使用人は、監査役に同行して取締役会その他の重要会議に出席する機会を確保します。
 - ロ) 監査補助使用人は監査役に同行して、取締役や監査法人与定期的に意見交換をする場に参加することができるようにします。
- ⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告するためのその他の監査役への報告に関する体制
- イ) 監査役は、取締役会等の重要会議に出席して重要事項等の報告を受けます。
 - ロ) 取締役及び使用人は会社に著しい損害を及ぼす恐れがある事実を発見したときはただちに監査役に報告することとします。
- ⑨ 監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- イ) 内部通報制度の外部の窓口を弁護士とし、内部通報があった場合には当該弁護士は当社常勤監査役に対してすみやかに通報者の特定される事項を除き事案の内容を報告することとします。
 - ロ) 内部通報規則において内部通報者への不利な扱いを禁止し、不利な扱いをした場合には就業規則に従って懲戒されることとします。
- ⑩ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- イ) 監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理については、当該請求が監査役の職務執行に関連するものではないと認められるときを除き、会社が負担するものとします。
- ⑪ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- イ) 監査役は各業務執行取締役と定期的にミーティングを行い、会社に対処すべき課題やその状況について把握するとともに、監査役監査の実効性を高めるための方策について意見交換することにより、信頼関係を築くよう努めます。
 - ロ) 監査役は定期的に監査法人、内部監査責任者と協議の場を設けて、実効的な監査を行うための情報交換を行います。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概況

- ① 法令順守に対する取り組みの状況
- イ) 法令順守に対する取り組みとしてコンプライアンス委員会を定期的で開催しております。代表取締役社長を委員長とし、各部署の責任者が出席してコンプライアンスに関する問題点を抽出しその対応について討議しております。
 - ロ) 定期的にはリスクマネジメント委員会を開催し、会社に内在するリスクの調査及び分析を行い、その対策を講じることとしております。
- ② 監査役の監査体制の状況
- イ) 当社の監査役会は毎月及び臨時に開催しており、業務執行取締役との意見交換を行っております。また、監査役会は監査法人及び内部監査責任者とも定期的に意見交換を行っております。
 - ロ) 各監査役は取締役会に出席しており、さらに常勤監査役は経営会議にも出席することで情報収集を行い、経営の監視を図っております。

(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	442,533	流動負債	171,615
現金及び預金	180,295	短期借入金	30,000
売掛金	251,614	未払金	46,232
仕掛品	97	未払費用	862
前払費用	10,198	未払法人税等	44,345
その他の	328	未払消費税等	29,006
		契約負債	14,154
		預り金	7,015
固定資産	209,258	固定負債	6,080
有形固定資産	19,569	資産除去債務	6,080
建物	10,449		
工具、器具及び備品	24,560		
建設仮勘定	894		
減価償却累計額	△16,335	負債合計	177,695
無形固定資産	97,690	(純資産の部)	
ソフトウェア	93,477	株主資本	461,147
ソフトウェア仮勘定	1,766	資本金	193,185
その他の	2,445	資本剰余金	93,185
		資本準備金	93,185
投資その他の資産	91,998	利益剰余金	174,777
投資有価証券	67,440	その他利益剰余金	174,777
保証金	16,586	繰越利益剰余金	174,777
繰延税金資産	5,169	新株予約権	12,949
長期前払費用	2,802		
		純資産合計	474,096
資産合計	651,791	負債・純資産合計	651,791

損 益 計 算 書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売 上 高		738,063
売 上 原 価		272,349
売 上 総 利 益		465,714
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		311,277
営 業 利 益		154,437
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	2	
雑 収 入	1	3
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	338	
株 式 交 付 費	3,197	
上 場 関 連 費 用	4,891	
為 替 差 損	62	8,489
経 常 利 益		145,951
特 別 利 益		
新 株 予 約 権 戻 入 益	5,296	5,296
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	39	39
税 引 前 当 期 純 利 益		151,208
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	48,885	
法 人 税 等 調 整 額	△1,856	47,029
当 期 純 利 益		104,179

株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から)
(2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計
2021年4月1日残高	185,017	85,017	85,017
事業年度中の変動額			
新株の発行	8,168	8,168	8,168
当期純利益			
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）			
事業年度中の変動額合計	8,168	8,168	8,168
2022年3月31日残高	193,185	93,185	93,185

(単位：千円)

	株主資本			新株予約権	純資産合計
	利益剰余金		株主資本合計		
	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計			
	繰越利益剰余金				
2021年4月1日残高	70,597	70,597	340,631	10,972	351,604
事業年度中の変動額					
新株の発行			16,336		16,336
当期純利益	104,179	104,179	104,179		104,179
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）				1,976	1,976
事業年度中の変動額合計	104,179	104,179	120,515	1,976	122,491
2022年3月31日残高	174,777	174,777	461,147	12,949	474,096

個別注記表

重要な会計方針

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準および評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等 …………… 移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準および評価方法

製品及び仕掛品 …………… 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産……………建物

は定額法、建物以外は定率法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建	物	10～15年
---	---	--------

工具、器具及び備品		3～10年
-----------	--	-------

(2) 無形固定資産……………定額法

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

3. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要なサービスにおける主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(1) 機械学習モデルの構築及びAIプロダクトの導入

機械学習モデルの構築及びAIプロダクトの導入においては、原則として成果物を顧客に引き渡した時点または顧客が検収した時点で収益を認識しております。

なお、顧客との契約により当社が作業を遂行した部分に対応する業務委託料を收受できる場合には、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。

(2) 機械学習モデル及びAIプロダクトの保守・運用

機械学習モデル及びAIプロダクトの保守・運用においては、契約期間にわたり継続的な保守・運用サービスを提供することにより履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。

(3) アナリティクスコンサルティング

アナリティクスコンサルティングにおいては、契約期間にわたり継続的なコンサルティングサービスを提供することにより履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。

(4) AIプロダクトのSaaS提供

AIプロダクトのSaaS提供においては、契約期間にわたりAIプロダクトを利用可能な状態とすることで履行義務が充足されると判断し、契約で定められた月額利用料または月額利用料相当額に基づき収益を認識しております。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

繰延資産の処理方法

株式交付費 …………… 支出時に全額費用として処理しております。

会計方針の変更に関する注記

1. 収益認識に関する会計基準等の適用

当事業年度より「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。これにより、従来、機械学習モデルの構築やAIプロダクトの導入に関する収益認識については完成基準を適用していましたが、財又はサービスに対する支配が顧客に一定の期間にわたり移転する場合には、財又はサービスを顧客に移転する履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。履行義務の充足に係る進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した原価実績の見積原価総額に対する割合に基づいて行っております。また、契約の初期段階において、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないが発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しています。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い契約については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

この結果、当事業年度の損益に与える影響はありません。

2. 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。この変更による計算書類への影響はありません。

また、この変更に伴い「金融商品に関する注記」において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項の注記を行っております。

収益認識に関する注記

1. 収益の分解

顧客との契約から生じる収益を「一定期間にわたって認識する収益」と「一時点で認識する収益」に分解した情報は以下のとおりであります。

一定期間にわたって認識する収益	522,016	千円
一時点で認識する収益	216,047	〃
合計	738,063	〃

2. 収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針」の「3. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

貸借対照表に関する注記

該当事項はありません。

損益計算書に関する注記

該当事項はありません。

株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当事業年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式	2,512,322株
甲種類株式	492,000株
合計	3,004,322株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

該当事項はありません。

3. 当事業年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式	407,708株
------	----------

税効果会計関係に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

資産除去債務	1,861	千円
未払事業税	2,718	〃
株式報酬費用	3,965	〃
その他	1	〃
繰延税金資産小計	8,548	〃
評価性引当額	△1,861	〃
繰延税金資産合計	6,686	〃

繰延税金負債

資産除去費用	△1,516	千円
繰延税金負債合計	△1,516	〃
繰延税金資産純額	5,169	〃

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社の資金については事業投資のために保有することを基本として、余剰資金は安全性の高い金融資産で運用しております。また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。なお、デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は顧客の信用リスクに晒されております。また、投資有価証券は非上場株式、保証金は本社等の賃貸借契約に伴うものであり、ともに出資先・差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である未払金は1年以内の支払期日であります。また、借入金は短期的な運転資金の調達を目的としたものであり、返済期日は1年以内であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社は、与信管理規程に従い、営業債権については取引相手ごとに期日及び残高を管理しております。また、投資有価証券については定期的に出資先の財務状況を把握、保証金については賃貸借契約の締結に際し差入先の信用状況を把握しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、投資有価証券については、市場価格のない株式等（貸借対照表計上額67,440千円）であるため記載を行っておりません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	180,295	180,295	—
(2) 売掛金	251,614	251,614	—
(3) 保証金	16,586	16,586	—
資 産 計	448,496	448,496	—
(1) 短期借入金	30,000	30,000	—
(2) 未払金	46,232	46,232	—
(3) 未払法人税等	44,345	44,345	—
(4) 未払消費税等	29,006	29,006	—
(5) 預り金	7,015	7,015	—
負 債 計	156,598	156,598	—

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価： 同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価： レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価： 重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

資 産

(1) 現金及び預金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 売掛金、(3) 保証金

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに、債権額と満期までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

負 債

(1) 短期借入金、(2) 未払金、(3) 未払法人税等、(4) 未払消費税等、(5) 預り金

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債務ごとに、その将来キャッシュ・フローと、返済期日までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

関連当事者との取引に関する注記

1. 法人主要株主等

(単位：千円)

種 類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科 目	期末残高
主要株主 (法人)	TIS株式会社	被所有 直接 13.5%	当社サービスの提供	AIプロダクトの開発 (注)	34,050	売掛金	30,415
主要株主 (法人)	エクシオグループ株式会社	被所有 直接 13.5%	当社サービスの提供	アナリティクスコンサルティングサービスの提供 (注)	76,082	売掛金	68,860
エクシオグループ株式会社が議決権の過半数を所有している会社	アクレスコ株式会社	なし	当社サービスの提供	アナリティクスコンサルティングサービスの提供 (注)	13,830	売掛金	12,463

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して価格交渉の上で決定しております。

一株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 145円31銭

1株当たり当期純利益金額 34円78銭

(注) 1. 2022年1月21日付で普通株式及び甲種類株式1株につき2株の株式分割を行っておりますが、当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額を算出しております。

2. 1株当たり純資産額については、甲種類株主に対する残余財産の優先分配額を控除して算出しております。

重要な後発事象に関する注記

公募による新株式の発行

当社は、2022年2月28日及び2022年3月16日開催の取締役会において、公募による新株式の発行を決議し、2022年4月1日に払込が完了いたしました。

(1) 募集方法	一般募集（ブックビルディング方式による募集）
(2) 発行株式数	普通株式 50,000株
(3) 発行価格	1株につき1,390円
(4) 発行価格の総額	69,500,000円
(5) 引受価格	1株につき1,278.80円
(6) 引受価格の総額	63,940,000円
(7) 資本組入額	1株につき639.40円
(8) 資本組入額の総額	31,970,000円
(9) 払込期日	2022年4月1日
(10) 手取金の使途	

今回の公募による手取額58,940千円につきましては、2022年3月25日に公表した「訂正有価証券届出書」に記載のとおり、①当社の業容拡大に不可欠なAIエンジニア及びデータサイエンティスト等を確保するための人件費、採用費、教育費及び研修費等、②アナリティクスコンサルティング事業の拡大に伴うデータ分析用サーバーの新設を目的としたサーバー設備取得資金、③事業拡大による人員増加に伴う本社移転を目的とした新本社の内装・什器備品取得資金として充当する予定であります。

第三者割当増資による新株式の発行

当社は、2022年4月4日に東京証券取引所グロース市場に上場いたしました。当社は上場にあたり、2022年2月28日及び2022年3月16日開催の取締役会において、SMB C日興証券株式会社が行うオーバーアロットメントによる当社株式の売出しに関連して、同社を割当先とする第三者割当増資による新株式の発行を次のとおり決議し、2022年5月9日に払込が完了いたしました。

(1) 発行株式数	普通株式 81,600株
(2) 募集株式の払込金額	1株につき1,096.50円
(注) 払込金額は会社法第199条第1項第2号所定の払込金額であり、割当先より払い込まれる金額は割当価格（東京証券取引所グロース市場への上場に伴い発行した株式の募集並びに株式の売出しの引受価額と同額）となります。	
(3) 募集株式の払込金額の総額	89,474,400円
(4) 割当価格	1株につき1,278.80円
(5) 割当価格の総額	104,350,080円
(6) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金 1株につき639.40円 増加する資本準備金 1株につき639.40円
(7) 割当先及び割当株式数	SMB C日興証券株式会社 81,600株
(8) 申込株数単位	100株
(9) 払込期日	2022年5月9日
(10) 手取金の使途	

今回の第三者割当増資による手取額103,984千円につきましては、2022年3月25日に公表した「訂正有価証券届出書」に記載のとおり、①当社の業容拡大に不可欠なAIエンジニア及びデータサイエンティスト等を確保するための人件費、採用費、教育費及び研修費等、②アナリティクスコンサルティング事業の拡大に伴うデータ分析用サーバーの新設を目的としたサーバー設備取得資金、③事業拡大による人員増加に伴う本社移転を目的とした新本社の内装・什器備品取得資金として充当する予定であります。

独立監査人の監査報告書

2022年5月19日

セカンドサイトアナリティカ株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 藤井 淳一 ⑩
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 古谷 大二郎 ⑩
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、セカンドサイトアナリティカ株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第6期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第6期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、必要に応じてWeb会議システムも活用し、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書 及び個別注記表)及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人である有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

3. 後発事象

個別注記表の重要な後発事象に関する注記として、以下の2点が記載されており、何れもその記載方法に指摘すべき事項は認められません。

- ① 3月16日取締役会で決議された公募新株式発行は、4月1日に払込が完了している旨記載されている。
- ② 3月16日取締役会で決議された上場に伴う第三者割当増資に伴う新株式発行は、5月9日に払込が完了している旨記載されている。

2022年5月19日

セカンドサイトアナリティカ株式会社 監査役会		
社外常勤監査役	三 木 孝 司	ⓐ
社外監査役	福 崎 剛 志	ⓐ
社外監査役	品 川 理 絵 子	ⓐ

以 上

参考書類

議案および参考事項

議案 定款一部変更の件

(1) 提案の理由

事業拡大による人員増加に伴い、事業所の集約による業務効率の向上及びオフィス環境の整備を目的とした本社移転により、本店の所在地を東京都千代田区に変更するものであります。また、「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。電子提供制度に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

なお、上記定款変更につきましてはそれぞれ効力発生日に関する附則を設けております。

(2) 変更の内容

現行定款の一部を次の変更案のとおり改めたいと存じます。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>[前略]</p> <p>第3条（本店所在地） 当社は、本店を東京都<u>中央区</u>に置く。</p> <p>[中略]</p> <p><u>第25条（株主参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u> 当社は、株主総会の招集に際し、<u>株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令の定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>	<p>[前略]</p> <p>第3条（本店所在地） 当社は、本店を東京都<u>千代田区</u>に置く。</p> <p>[中略]</p> <p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>[中略]</p>	<p><u>第25条 (電子提供措置等)</u></p> <p>1 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>2 <u>当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>[中略]</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(附則)</u></p> <p>1 <u>第3条 (本店所在地) の変更は、2023年6月に開催を予定する第7期定時株主総会までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生ずるものとする。なお、本附則は、本店移転の効力発生日後に削除する。</u></p> <p>2 <u>現行定款第25条 (株主参考書類等のインターネット開示とみなし提供) の削除及び変更定款第25条 (電子提供措置等) の新設は、会社法の一部を改正する法律 (令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日 (以下「施行日」という) から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>3 <u>前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第25条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) はなお効力を有する。</u></p> <p>4 <u>本附則2、3及び4は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

以 上

株主総会会場ご案内図

会 場 東京都〇〇区

会場最寄駅